

知って得する林業情報

【問合せ】 農林課 農地林務係 ☎ 7 7 3 ・ 6 6 6 3

木を使う補助金

南魚沼の木で家づくり事業 ～市内産木材の活用に向けて～

概要	個人住宅の新築、増築で使う市内産木材の購入費の1/3（上限50万円）を補助
申請	市内の工務店が申請。まずは市内の工務店にご相談ください。（予算に限りがあります）

※新潟県産材家づくり支援事業との併用も可能です。詳しくは、南魚沼地域振興局 林業振興課 ☎772・8262にお問い合わせください

森を育てる補助金・交付金

民有林保育事業 ～森林をお持ちの人へ、森林整備をお手伝い～

林を手入れする委託経費を補助します。林の手入れにご活用ください。補助率は、国・県・市合わせて80%が上限です。（補助率は林の状況や作業内容によって変わります）

まずは南魚沼森林組合〔舞子1819〕 ☎783・3349にお問い合わせください。

こんな時は届出・報告が必要です

事前に届け出るもの		事後に届け出るもの	
<p>森林の土地を売りたい、他人へ贈与したいなど</p> <p>水源地域の保全に関する県の条例</p> <p>森林の譲渡などを行おうとする人が対象。（相続は対象外）売買契約などをする30日前までに届出が必要。</p>	<p>森林の近くで焼畑や害虫駆除などのために火入れをしたい</p> <p>火入れ許可申請</p> <p>森林から1km以内の場所が対象。火入れする30日前までに申請が必要。 ※野焼きを許可するものではありません</p>	<p>山に入って木を切りたい</p> <p>伐採及び伐採後の造林届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採及び伐採後の造林届出書：伐採する30日前までに届出が必要。 森林の状況報告：造林を完了した日から30日以内に報告が必要。 	<p>森林の土地を相続した、他人から買った</p> <p>森林の土地所有者届</p> <p>新たに森林の所有者となった日から90日以内に届出が必要。</p>

【問合せ・提出先】

南魚沼地域振興局 4階
林業振興課

☎ 7 7 2 ・ 8 2 6 2

【問合せ・提出先】

農林課 農地林務係 ☎ 7 7 3 ・ 6 6 6 3

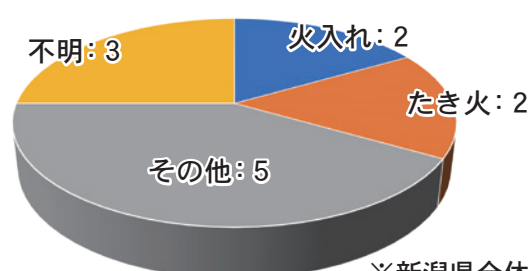
※上記の届出書などは、すべて市ウェブサイトからダウンロード可

林野火災に注意しましょう

春は空気が乾燥し、風が強いため林野火災が起きやすい季節です。火入れを行う際には気象状況や周辺の状況に注意し、火の後始末を確実に行いましょう。

※林野火災を発見したら、身の安全を確保してすみやかに119番通報してください

林野火災発生原因内訳（令和2年）



※新潟県全体の件数